

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進	≪≫の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く		
事業名	乳幼児・妊婦健康診査事業		拡充	予算額	115,467 千円
事業期間	昭和43年度 ~				≪ 109,607 ≫千円
根拠法令 要綱等	母子保健法 第12条・13条		財 源 内 訳	国庫支出金	4,012 千円
				県支出金	0 千円
				地方債	0 千円
				その他	30 千円
				一般財源	111,425 千円

【事業の目的・概要・対象】

【目的】病気や障害を早期に発見し、早期治療や療育につなげ、健やかな発達を支援する。また、子育てのアドバイスや育児情報を提供し、育児不安の軽減を図る。

【概要】

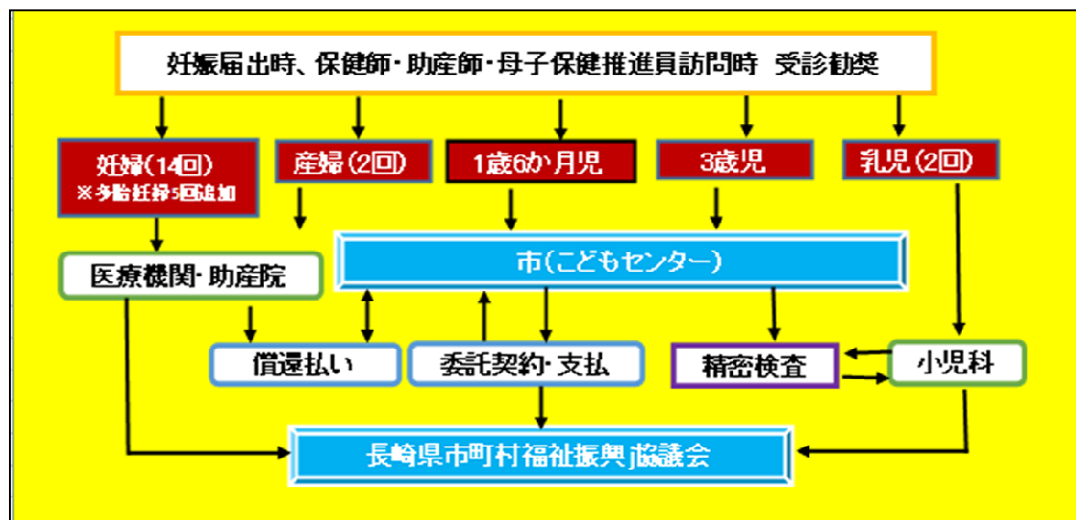
- ①妊婦は産婦人科において、また乳児は小児科において、受診票に基づく個別健診を実施。
- ②新生児は出生後退院までに聴覚検査を実施。
- ③1歳6か月児及び3歳児はこどもセンターにおいて集団健診を実施。
- ④産婦は産婦人科において、健康診査（概ね産後2週間、産後1か月）を実施
- ⑤多胎妊娠の妊婦健康診査に係る費用を補助（多胎妊婦1人当たり5回分）

【対象】妊婦、産婦、新生児、乳児、幼児

【拡充内容】

- ①妊婦健康診査における公費負担額の増加。
妊婦健康診査において、検査費用や項目は長崎県内で統一されている。令和7年度から、検査方法の変更に伴い費用の増額や、国が望ましいと示している検査（子宮頸がん検診）の追加を行う予定である。
- ②新生児聴覚検査費の助成
県内で受診した検査費用の助成を行っている。令和7年度から、県内のみならず県外の医療機関で実施した費用を助成する予定。
- ③母子保健健康診査費の増加。
産婦健康診査費において、委託契約している市内産婦人科（2箇所）以外は償還払いとしていた。令和7年度から、長崎県市町村福祉振興協議会にて支払代行業務を行うことから、システム改修費と事務費の増額が見込まれる予定である。また、令和7年度から長崎県市町村福祉振興協議会の支払代行業務に係る事務費が増額する予定である。

【現在の事業の状況】



【背景】

妊婦健康診査について、現在、個別健診の受診券を14回配布している。多胎妊婦は医師の判断により通常の妊婦より妊婦健診の回数が多いが受診券は14回のみ配布で自己負担が大きい。産後は、心身の不調や産後うつとなることがあるため、支援が必要な産婦を把握し支援につなげることが重要である。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	石丸 博子
担当者	内田 佳代	問合せ先	0957-54-9100（内線170）

事業概要シート

【活動指標】

指標名			単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨の割合	計画値	%	100	100	100	100	100
②		計画値						

【成果指標】

指標名			単位	R 5 (実績)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)
①	妊婦健康診査の受診率（1回目）	計画値	%	89.3	96.6	97	97.3	97.5
②		計画値						

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
事業費	106,981	105,045	109,607	115,467	115,467	115,467	668,034
国庫支出金	0	4,385	2,802	4,012	4,012	4,012	19,223
県支出金	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	12,723	11,820	0	30	30	30	24,633
一般財源	92,113	100,474	106,805	111,425	111,425	111,425	633,667
人件費	4,120	4,111	3,763	3,763	3,763	3,763	23,284
職員(人)	0.69人	0.51人	0.49人	0.49人	0.49人	0.49人	3.16人
時間外勤務(h)	415h	201h	100h	100h	100h	100h	1016h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	111,101	109,156	113,370	119,230	119,230	119,230	691,318

妥当性 (市の関与)	母子保健法に基づいて実施する事業であるため、妥当。
有効性 (施策貢献度)	親と子の健康増進のために必要。
効率性 (コスト)	母子保健法に基づく事業であり、母子の健康増進のため、健康診査は必要であり、受診の促進のため、費用の負担は必要である。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり